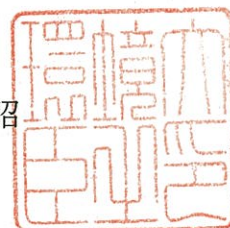


諮問 第 508 号  
 環保安発第 1904091 号  
 平成 31 年 4 月 9 日

中央環境審議会  
 会長 武内 和彦 殿

環境大臣 原田 義昭



今後の化学物質環境対策の在り方について（諮問）

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 41 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、今後の化学物質環境対策の在り方について、貴審議会の意見を求める。

（諮問理由）

平成 30 年 4 月 17 日に閣議決定された第五次環境基本計画では、6 つの重点戦略の中の「健康で心豊かな暮らしの実現」のための取組として、「化学物質のライフサイクル全体での包括的管理」を定めている。

また、この重点戦略を支える環境政策の一つとして、有害化学物質の管理については、国民の健康や環境を守るという視点に立ち、化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進、化学物質に関する調査研究等の推進、化学物質の管理やリスクの理解促進と対話の推進等について重点的に取り組むこととされている。

このため、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 86 号）の次期見直し等において、今日的な化学物質の管理に資するため、第五次環境基本計画に沿った環境政策をより具体化し、強力に展開していくことが求められている。

こうしたことを踏まえ、今後の化学物質環境対策の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。



中環審第1071号  
平成31年4月9日

中央環境審議会 環境保健部会  
部会長 大塚 直 殿

中央環境審議会  
会長 武内 和彦



今後の化学物質環境対策の在り方について（付議）

平成31年4月9日付け諮問第508号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、環境保健部会に付議する。